

2022年3月

## 薬価基準収載医薬品コード 変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につき格別のお引き立てを賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび令和4年3月4日付厚生労働省告示第57号にて「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件」が告示され、下記製品の薬価基準収載方式が銘柄別収載から統一名収載へ変更になりました。これに伴い、薬価基準収載医薬品コード(厚労省コード)が令和4年4月1日より変更されますのでご案内申し上げます。

今後とも弊社製品をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

謹白

### 記

#### ■統一名収載への変更に伴うコードの変更

製品名	薬価基準収載名(統一名)	薬価基準収載医薬品コード	
		変更前	変更後
ジメチコン錠40mg「ホリイ」	ジメチコン40mg錠	2318001F1241	<b>2318001F1012</b>
センノシド錠12mg「ホリイ」	センノシド12mg錠	2354003F2421	<b>2354003F2014</b>
トコフェロールニコチン酸エステル カプセル200mg「ホリイ」	トコフェロールニコチン酸エステル 200mgカプセル	2190006M2250	<b>2190006M2012</b>

\* 収載名の変更であり、販売名の変更ではありません。

\* YJコード、レセプト電算処理システムコードは変更ありません。

#### ■変更開始時期

令和4年4月1日より適用

以上